

税務会計の継続役務サービス授受契約書

甲： 依頼者 商号（屋号）_____
代表者（代表取締役・代表社員・事業主）_____

乙： 受託者
アックス堂上税理士事務所
代表者 税理士堂上孝生（どうがみたかお）

目次

- 第1 前文
- 第2 特約
- 第3 報酬
- 第4 会員登録
- 第5 その他
- 別添（合意事項）
- 雑則（付帯業務の受託、記帳代行の受託は「応相」事案）

本文

第1 前文

1. 発効日

この契約は、2023年（令和5年）1月1日から効力を持つ。

但し契約変更項目に関する激変緩和措置として、同年1月から5月9日迄の間において、甲に著しい不利益をもたらし事例が発生したときは、甲の有利なように取り計らうものとする。

2. 特約

本契約書は甲乙において、次の第2「特約」を特に確認して契約するものとする

3. 会員登録

当契約の授受には、第4（会員登録）の登録を前提とする。

なお、第3（報酬）の支払時期は、従前は「期首であったが、「翌期首から1ヶ月以内」と変更する。

4. 契約ひな型の公開

お客様（依頼者を意味し、以下甲という。）と弊社（冒頭の受託者を意味し、以下乙という。）の「税務会計の継続役務サービス授受契約」のひな型を、弊社HPホームページ（<http://etax.tokyo/>）に掲載し、以後、弊社公式の契約内容とする。

5. 受託者の周辺業務

（1）本契約書の乙受託者は、アックス堂上税理士事務所（代表堂上孝生）である。

（2）但し、税理士業務の周辺業務は、当税理士事務所の関係会社に委託することがある。

（3）当該関係会社とは、アックスグループ株式会社（本店：東京都）、アックス株式会社（本店：東京都）、堂上行政書士事務所（東京都江東区）は、当税理士事務所の関係会社とする。

第2 特約

1. 役所への届出及び申請

① 税務署・都道府県市町村その他の所管役所等への届出及び申請は、甲が甲の責任において行い、乙はその提出について責任を負わないことを確認する。

② 契約成立及び更新は、事前の会員登録、規定に基づく毎期の甲による報酬支払い、毎期の乙による入金確認の三項目全てが整う場合にのみ成立する。

③ 厳格な取り扱い

趣旨として通常のお客様には関係ないが、悪質なお客様の契約詐欺等の防止のため規定は厳格に取り扱うものとする。報酬支払のない相談は相談の趣旨が不明なものもあり相談の経緯等も不明なので無効とする。

税務会計の継続役務サービス 授受契約書

2. 帳簿書類の保存

経理帳簿（総勘定元帳その他の帳簿）及び書類（請求書、領収書、預金通帳、見積書、契約書その他の書類）は、自己責任において保存する。

念のため、クラウド会計ソフト利用料は、そのメーカー利用を解約するときは事前に過去7年分の電磁情報コピーを自社保存しないと税務申告上の問題が発生する。
なお、弊社やメーカーに保存義務はない。

3. 細則

本契約書末尾に別添する「以前の規則」は、本契約においても有効である。

第3条 報酬

1. 料金表示

- (1) 本条文において、報酬料金（以下料金という。）の基本料金は、税込表示とし、相談案件の料金は、次の項（2.）による。
- (2) 基本料金は、甲の年商5千万円（売上/月数×12月）迄
- (3) 基本料金を超える甲の年商は、1千万円刻みで次の料金を課金する。
 - ① 所得税申告・法人税申告に係る料金は、1万円（税込み）
 - ② 消費税申告に係る料金が、5千円（税込み）
- (4) 報酬金額は、個人事業、法人（会社）ごとに次のとおりとする。

2. 難易度係数による料金査定

- (1) 通常は1倍とする。
- (2) 特に必要な場合は、協議の上、以下の金額に難易度係数を乗じた報酬とする。
難易度（A:5倍、B:3倍、C:2倍、D:1倍。○印を付けた項の倍率を適用）。
例えば、所得税法の「譲渡所得」は、必ず難易度B以上とし、FXは場合により難易度C以上とする。

3. 個人事業（年商5千万円まで基本料金）

- (1) 事業の決算＆所得税申告（住民税を含む）年間7万円
 - ① 給与所得
 - (ア) 年間二千万円基準に係る申告は、難易度B以上とし報酬は相談による。
 - (イ) 海外給与その他の研究を要するものも、上記に準じて報酬は相談による。
 - ② 譲渡所得や、FX証券投資の所得は、別料金（上記2(2)の難易度による）とする。
 - ③ 不動産所得は、年間12万円を最低料金とし、資産及び賃貸料の複雑さによって別料金（上記2(2)の難易度による）を別途に加える（難易度による）。
 - ④ 農業所得、山林所得その他の所得は、別途相談による報酬とする。
- (2) 所得控除等
 - ① 煩雑なものは、難易度及び作業量に応じた追加料金を別途に課金する（応相）。
 - ② その他所得税法の項目で、複雑なものは別途課金する（応相）。
- (3) 消費税申告がある場合 年間 25,000円
- (4) 消費税還付申告（決算期短縮） 1回当たり 25,000円

4. 法人（会社）（年商5千万円までの基本料金）

- (1) 会社決算＆法人税等申告 年間7万円
- (2) 消費税申告がある場合 年間 25,000円
- (3) 消費税還付申告（決算期短縮） 年間 1回当たり 25,000円

5. 甲の売上（年商）が5千万円を超える場合

上記第1項1(3)の通り、つまり次のとおり追加課金する。

税務会計の継続役務サービス授受契約書

- (1) 年1千万円を超えるごとに上記3,4項の金額を1万円ずつ上げる。
- (2) 消費税申告料については、年1千万円を超えるごとに5千円ずつ上げる。

6. 修正申告料

- (1) 当事務所が担当をした際の（法人・個人）確定申告の修正申告の委託は、必ず、当顧問税理士宛に、委託することとする。
- (2) 報酬金額は、通常の決算申告料と同額とし、前金により支払とする。
- (3) 但し、軽微な修正に関しては、通常の修正申告料の半額を視安に相談する。

7. 会計ソフト利用料

- (1) 一般メーカー（例えばfreee, MF, 弥生）の会計ソフトは、甲が各々のメーカーの規則に則り利用料を支払うものとする。
 - ③ freee会計ソフト（クラウド会計ソフト）
 - ④ MFマネーフォーワード会計ソフト（クラウド会計ソフト）
 - ⑤ 弥生会計ソフト
 - ⑥ 弥生会計ソフトのクラウド利用（オリコンタービレ社）
- (2) 当社乙が提供する会計ソフト
会計ソフト装備のないお客様甲が、弊社が利用料を支払う会計ソフトを利用する場合は、それぞれ次のとおり、毎期月割相当額を年一括前金払で課金する（税込み）。当該メーカーの利用規則に倣い、返金はしない。
 - ⑦ MJSミロク情報財務システムは、年間6万円
 - ⑧ AsaaSクラウド会計システムは、年間6万円
 - ⑨ 弥生会計ソフト（クラウド利用）は、年間8万円

第4条 会員登録

1. 趣旨

(1) 相互の絆に基づく永い信頼関係

甲乙には継続的で実益ある双務契約として永い相互信頼が必要である。然るに現場では「相互の絆」の再確認が必要な事件が時折起きている。

(2) 税・社会保険負担の増大への対処

また、消費税インボイス制・消費税率アップ・更には、社会保険加入促進から適正徴収が俎上に上がり、ごく近未来に小会社に税金・社会保険負担が迫る。

※ 弊社を含め、破綻年金制度を度外視した異次元の適正徴収で「抜駆け」阻止を図る社保行政に従う。

※ ただ現実として思うに社保加入したての無知な小会社が多く、倒産危機を感知するできない経営者が多い。

(3) この近未来の不安の払拭には、会社の財務管理に長けた税理士事務所の出番である。お客様甲の支援申し出を受けて、必達の財務改善を支援するため、特に信頼関係を基礎とした「会社支援」を異次元の寄り添いを以て行うこととする。

2. 時期

令和5年10月1日から新設する。

3. 入会手続き

- (1) 乙は、既存のお客様甲の入会登録は、当期前払報酬を「会員登録費」に充当する方法により行う。

税務会計の継続役務サービス授受契約書

なお、入会登録費と年間報酬の支払時期の重複を避ける手法として、甲は、当期の通常報酬の支払期日を、「翌期首（当期期末の翌日）」から1か月以内の支払」とする。

- (2) 報酬の「口座振替」のお客様については、従前と代わりのない課金時期である。そのため、お客様サイドにおいて、別途の配慮は必要がない。

4. 入会登録費

登録費はお客様一社につき1回のみとし、事後に追加しない。

- (1) 入会登録料は、会員登録に係るもので、退会後の返金はしない。
なお、会員は退会により、その地位を喪失するものとする。

(2) 委託税目毎の登録

- ⑩ 本契約による依頼の「税目毎の年間報酬」相当額の合計を登録料とする。
⑪ 依頼税目が追加された場合は、その時点で、所得税・法人税・消費税の科目の異なる委託が増えた場合は、その分の年間報酬相当額を追加して会員登録するものとする。

(3) 通常報酬の支払時期の変更

お客様に追加負担が掛けない配慮として、会員登録に伴って、「報酬前払の規定」は改訂する。

(4) 会員登録のないお客様

会員登録の無い者、報酬支払期限を過ぎた報酬未払者は、公官署申請期限の切迫等の如何を問わず、双務契約の趣旨に従い、甲の支払完了まで、厳格な期限管理により、乙はその債務履行義務を保留するものとする。

第5 その他

上記第1号から第4号までの条項以外の合意は、末尾の「別添」に拠るものとする。上記各項の合意に係る本契約書は、甲乙が署名して、各々が1部ずつ保有するものとする。

作成日 令和7年 月 日

甲： 本店住所_____

商号_____

代表者（役職名）_____印

乙： 本店住所 東京都江東区豊洲5丁目5番1-3001号 〒135-0061

屋号 アクス堂上税理士事務所
代表者 堂上孝生（どうがみたかお）

税務会計の継続役務サービス授受契約書

別添 (令和5年1月1日)

1 「AsaaS システム」の無料利用

- (1) 会計ソフト AsaaS クラウドシステムの利用者は、経理処理専門家を予定しているので、一切の税務相談を事前の有料相談とする
- (2) 無料相談に関しては事情の如何を問わず乙は一切の責任を負わない。

2 リードタイム

(1) 確認事項

甲の乙への帳簿書類の提出に関する本契約に係るリードタイム（所要日数）は、本契約における甲乙間の特別な特約であることを確認して契約するものとする。このリードタイムの合意は、係争の場合においては、裁判の専外とする。

(2) 甲乙当事者が確認したリードタイム

① 所要日数 40 日

係争の場合に、本件契約手続き甲前提として、甲乙が前提を置かずに合意した「乙が甲の依頼を受けた後に債務履行する迄に要するリードタイム」は、案件の難易度に関わらず、40日とする。

② 上記①「依頼」とは、甲が規定の報酬料金を支払った依頼とする。

③ 上記①「依頼を受けた後」とは、乙の債務履行に必要な全ての帳簿書類を、甲が乙に提出した後とする。

3 契約成立要件

(1) 双務契約

「別添」に確認する本契約書は双務契約（甲が依頼し、乙が受託する契約）であることを前提に、甲は報酬料金を支払い、乙がそれを收受する。なお、会員登録費は返金しないものとする。

(2) 契約書の確認

乙が契約書案の PDF を甲にメールし、甲がその契約書に署名押印した PDF を乙の返信メールに送信する（郵送・持込を含む）、又は返信メールに「契約案を承諾する」旨の返信メールにより契約書に署名したものとする。

(3) 報酬の支払い

所定の報酬を次のいずれかの方法により、契約期限内の送金とする。

- a) 乙指定の「日税サービス」運営の「口座振替」制度の利用を承諾する
- b) 乙指定の「LINE Pay」を利用して期日迄に支払う
- c) 銀行振り込みする

(3) 概算金額の規定

起業し立ての甲の新規契約に係る第3条及（報酬）び第4条（会員登録費）の金額は、

① 過年度の金額基準

乙が当該送金について通知した「概算金額」の支払については、前期1年又は過去1年の年収（売上高）とし、新規起業者については「見込の概算売上」に応じた報酬とする。

② 契約期（今期）の清算期限

決算末日から「2か月と1日」以内の清算により、本契約の期限内支払未と見做す。但し、新規起業者については、「1か月と1日」以内の清算とする。その期限を逸した場合は、契約期限内支払でなく、「期限後支払」とする。

4 メールの効力

- (1) 契約は、メール交信は、甲乙相互の有効な交信手段と認める者のみが契約するものとする。

税務会計の継続役務サービス授受契約書

(2) 甲乙が授受したメールは、お互いに、証拠性を有するものものとみなす。

5 回答期限

甲の乙に対する質問に関して、係争の場合に備えて、回答期限を明記する。

(1) 問合せ先

税務に一般的な質問は、税務署その他の質問受付の組織や団体に行なうものとする。

(2) 乙への問合せ

係争の場合の、甲の問合わせに対する乙の回答期限に関して法的期限を設定する。

① 緊急なもの

(ア) 乙の過失と関係がない緊急質問

i) 担当者にその旨を伝え、緊急回答を依頼できる。

ii) 甲において判断が必要な緊急問い合わせについて、甲は必要な期日
の 10 日前までに、乙代表に緊急電話できる。

iii) 乙の代表者堂上孝生に携帯 080-2253-5511 で連絡する場合は、
携帯ショートメールで問題の概要を緊急問合わせするものとする。

(イ) 乙の過失がある件に係る回答遅れ

iv) 既に 20 日前にメールで問合せをしており、甲の判断の法定期限が
決まっているものについては、10 日前までに再度メール催促するも
のとする。

v) 緊急回答が必要な案件は、担当者に電話で期限を伝え回答を求める
ことができる。

xi) 乙の代表者堂上孝生に携帯 080-2253-5511 で連絡する場合は、
携帯ショートメールで問題の概要を緊急問合わせするものとする。

② 緊急でないもの

(ウ) 乙の過失と関係がない通常質問

xii) 担当者に 20 日前にメールで問い合わせし、連絡がない場合は、
10 日前までに再度メール催促するものとする。

2 度目の連絡が 30 日以内に来ない場合は、乙代表宛てに携帯連絡できる。

(エ) 乙の過失がある案件の通常質問

xiii) 担当者に 10 日前にメールで問い合わせし、連絡がない場合は、
5 日前までに連絡がない場合は、乙代表宛てに携帯連絡できる。

6 甲の税務申告に掛かる不正

甲の税務申告内容が異常と乙判断がするときは、甲の不正を含む年度の申告は、乙は甲に
「注意」する義務を負う。注意とは忠告を意味する。注意は、税理士法に基づいて、乙の税理士
の善管注意義務として行う義務的行為である。

7 契約変更

本契約は、乙の要求により、契約前の変更申請は自由に行なうことができ、その場合は、契約書を
甲乙の合意に従って即時に書き換え署名するものとする。

8 中途解約

(1) 乙に瑕疵がある場合

(ア) 収事遅れ

上記 5 (回答期限) に関して、甲が乙から適切な解答が得られなかった場合は、次の手続き
により「中途解約」の是非を事前協議する。

① 協議

税務会計の継続役務サービス授受契約書

- ② 当事者間の意見調整
 - ③ 調書の作成（甲乙いずれか、又は、両者が相互に異なる調書）
 - ④ 乙による自社の債務不履行の有無の判断
 - ⑤ 乙から甲への判断の連絡（書面又はメール）
 - （ア）返金の有無の回答
 - i) 全額
 - ii) 「当期の経過月数割りの期間」に係る返金
 - （イ）お詫びの有無
 - ⑥ 甲の判断
 - （ウ）返金を受け容れる
 - （エ）返金されない場合は、甲がその後の対処を判断する
- (2) 乙に瑕疵がない場合
- (ア) 原則 契約解除はできない
 - (イ) 特約
 - ① 乙に当期に係るサービスについて、乙が未了と判断する場合
解約に応じる
この場合、サービスとは、乙が判断する提供済サービスを指す。
 - ② 乙が「経過月に係るサービス提供」があったと判断する場合
未経過月数に係る報酬を月数按分して返金に応じる。

9 報酬料金

契約は、第3条（報酬）及び第4条（料金）により行う。
他の税別表示等の表示は、お客様の理解を助ける説明で基本料金を記載したものが多い。

- (1) 報酬料金の算定
報酬体系は「年商ベース」に拠り、年商とは過去1年間の売上（税抜額）を12で除した月商相当額を12倍した額とする。
- (2) 基本料金（基本報酬）は、年商5千万円までとする。
 - (ア) 追加料金
5千万円を超える年商相当額1千万円ごとに、次のとおり追課金する。
 - ・法人税・所得税は年1万円、
 - ・消費税は年5千円を
 - ・消費税は申告依頼1回ごと（分割課税はその都度）
 - (イ) 値引き措置
現行契約期に一度確定した報酬料金は変更しない。
但し、概算金額で清算を予定したものは除く。
- (3) 銀行振替払い
この方法による報酬料金の支払いは、甲が有効な「銀行振替依頼書」を、乙に期限内提出をした場合は、全て「期限内支払」が行われたものとして取り扱う。
この場合は、契約時に東京税理士会指定の銀行口座振替により「支払」することを約するものとする。乙は振替に際して事前に甲に書面連絡するものとする。なお、甲は何時でもこの振替依頼を取消しでき、その効果は甲が乙に連絡した時とする。
 - (ア) 契約時の会員登録費、及び/又は、毎進行期の期末1か月後の報酬支払
 - (イ) 修正申告（増額・減額を含む）は、上記イ) 及びロ) の報酬支払

10 付随役務

次の項目の申告その他の事務は、法人税及び所得税の決算申告業務の付随業務として、単独では受託しない。

税務会計の継続役務サービス 授受契約書

以下④項については、別途の料金を設定し金額表示のないものは事前の相談によって合意した案件のみ別途契約で承る。

契約を前提としない相続税申告、贈与税申告等は、別途の規定に拠る。

- ① 消費税
- ② 給与計算及び源泉税徵収業務（労働保険・社会保険）
- ③ 年末調整・支払調書等の作成及び届出又は申請
- ④ 所得税の譲渡所得申告、その他 FX 等で複雑と乙が判断するもの（修正申告を含む）

11 相続税・贈与税に係る申告依頼

別途の規定により承る。

12 双務契約

- ① 甲乙はお互いに、契約を強制してはならない。
- ② 本契約は双務契約の役務提供であり、甲の債務不履行に基づく乙の役務提供は甲の契約履行を待って行うことができる法令規定を確認する。
- ③ なお、甲の報酬料金の支払期限について、乙は、厳格に捉えることができるものとする。

13 会員登録費

- イ) 令和 6 年 1 月 1 日から乙は会員登録制を採用し、本契約書第 2 で詳細を説明する。
- ロ) 登録費は、令和 6 年 1 月に 1 回限り課金する。金額は、現在の甲の料金相当額とする。
但し、年次で消費税課税を受ける者はその額を追加する。
- ハ) 上記(1)の毎期の料金の支払期限は「期首迄」を改め「期末 1 か月後迄」とする。
但し、上記 12(双務契約)は有効に働くものとする。

14 「試算表迄は自社経理」前提の受託

- (1) 料金の前提
料金は、甲がクラウド会計ソフト（freee 推奨）を利用して自社で経理試算表を作成することを前提とする。但し、試算表の経理検査は乙が行うものとする。
- (2) 但し甲が会計ソフト利用を行うことを前提とする。また、その利用する会計ソフトが、乙にとって対応可能な汎用性のあり市中に出回る会計ソフト（freee に限らない）であることを要する。
- (3) 会計フリーユーザー向け：
個人事業は年 7 万円・法人は年 7 万円・消費税申告は 2 万 5 千円弱
※多額の譲渡所得は別途相談
- (4) 一般会計ソフトユーザー向け：
個人事業は年 7 万円・法人は年 7 万円・消費税申告は 2 万 5 千円弱が基本
※多額の譲渡所得は別途相談
- (5) 契約外の別料金サービス
『契約外サービス』として本契約ひな型の末尾に別添する。
※この『契約外サービス』は https://www.aaccx.net/wp-content/uploads/2020/08/other_service.pdf にも公開掲示する。
- (6) プレミアムサービス
イ) 本契約外サービスとして、上記 3 の「一般的な決算申告サービス」外のサービスとして専門特化型のサービスを、<http://fees.tokyo/> 等に掲載します。
- ロ) 作業領域（①丸投げ記帳代行・②政府助成金等・③相続・事業承継・④税法らち外の特別な節税等）を含む。

税務会計の継続役務サービス授受契約書

15 経営主体

1. 経理帳簿の作成義務

記帳作業を誰が行うかに関係なく、帳簿作成の経理を行う者（経理主体）は、甲である。

2. 税務申告者

上記1の帳簿を基にする決算申告は、甲が行う法律行為である。

3. 消費税課税選択届

消費税の相談は、甲の状況・経緯等を含む詳細に記載して、乙に対してメール等記録に残して明示的に行うものでなければ、乙は相談責任はとらないものとする。

16 契約外のサービス

本契約で別料金とするサービス項目（記帳代行、給与及び社会保険等、特殊な節税戦略等を含む）は、契約時の重要説明事項として、末尾「別添：契約外サービス」として案内する。

17 秘密保持

(1) 乙は甲から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、甲の書面による承諾なく、本契約の内容および秘密情報を開示又は漏洩してはならない。

(2) 第1項に関わらず、次に掲げる場合については、乙は秘密情報を開示することができる。

ただし、乙は、開示を行う前に甲に対して、当該開示の時期、方法および手段について協議するため最も努力をなすものとする。

① 法令又は官公署の命令により開示することが要求される場合。

② 官公署からの要請等、乙による開示に正当な理由があるものと判断した場合。

18 雜則

(ア) 損害賠償の範囲

乙の債務不履行又は乙の席に帰すべき甲の損失については、受け取った報酬金額に照らして妥当な部分と金額について行う。

(イ) 所管裁判所

当契約に係る係争の所管裁判所は、事情の如何を問わず、全て東京地方裁判所（又は東京簡易裁判所）を第1審査の所管裁判所とし、外国の裁判所に係る裁判については、国内の判決のみで終結させるものとする。

(ウ) 個人情報保護法への対処

甲の個人情報保護は、本契約に係るホームページ（確定申告.top/、又は、決算申告.top/に記載した約束により行う。

(エ) 特定商取引法への対処

甲と乙の特定商取引法上の取引に係る記載事項は、上記3.のホームページにメニューを設けて記載し、その通り債務履行する。

(オ) 本契約の適用時期

甲は、新規のお客様であるときは、契約日に、以前からの契約継続の場合で、且つ、甲に不利が生じる場合は、2021年1月以降の事業年度から適用する。（以下余白）

(6) 帳簿書類の保管

経理帳簿（総勘定元帳、補助簿等）、及び書類（請求書、領収書、見積書、契約書等）は、甲が甲の責任の元に保管するものとする。

税務会計の継続役務サービス授受契約書

(7) 付属業務の請負

- (ア) 本契約は会社又は個人事業の毎期継続的な「決算申告」代行を前提とする契約書である。
- (イ) 従って、次のような甲の企業会計の財務諸表に係る付随情報の依頼は、乙において単独では受託しない。乙の受託には、明示的な別契約書が必要とする。
- (i) 消費税申告（又は還付申告）
 - (ii) 会社役員等の個人確定申告
 - (iii) 会社の役員及び使用人の年末調整、源泉徴収事務、支払調書（合計表）作成

(8) 記帳代行の請負

- (ア) 弊社乙の希望は、
お客様甲の経理帳簿の記帳は、原則、自社で行うこと。どうしても必要な場合は、料金は相談して承ります。お客様甲が自社経理できるようになる期間を区切って、弊社乙は記帳代行体制の構築を指導するのが常識的だと考えます。以下、経理記帳の作業現場の状況を垣間見る解説を含めて、記帳代行業務の請負要件を記載します。

(イ) 記帳代行の受託

明示的な依頼がある場合は契約により、乙の関係会社は、本契約とは別契約として、甲から経理記帳代行を受託する。

(ウ) 経理記帳代行の料金

(i) 経理記帳の歴史

経理帳簿を作成する「経理記帳」作業は、古くは「そろばん経理」の時代から、経理専門家の「伝統的な経理事務」であった。しかし古くはオフコン、パソコン（PC）が、算盤（そろばん）にとって代わり、昨今では、クラウド会計ソフトが自動経理機能を持つ。更にまた、卓上スキャナーが、領収書等を自動読み込みして、PDFイメージを会計ソフトに送り、会計ソフトが自動経理する。

これにより「電子帳簿保存法」による経理帳簿書類の電磁保存が適法に行え、適法保存が可能になっている（手作業では全く手に負えない）。

(ii) 経理の素人作業化

今や経理経営に関して、クラウド会計ソフトと卓上スキャナーのセットで「経理の素人」が支障なく運営できる時代である。だから、自社で「素人」を雇って「素人経理の運営」を行えば、経理運営は行える。

(iii) 税理士事務所での「記帳代行」

そのように「素人経理」がやれるのに、税理士事務所に依頼するお客様甲は、「人件費」の考えがズレている方が多い。因みに弊社が利用する（上場会社）MJS ミロク情報サービス社の記帳代行は、一仕訳@100円でそれも、順番待ちの状態である。

それも、弊社らMJSの顧客に限るサービスで、弊社が@100円払えば、弊社の商売として、お客様甲は弊社乙に@200円を払うことになる。

(エ) 会計ソフトの装備

今は「電子帳簿保存法」で、経理帳簿は会計ソフト内で保存しなさい。経理書類（領収書や請求書等）はスキャナーのPDFイメージで電磁的に会計ソフト内に保存しなさいという法律になっている。会計ソフトが要らなかった昭和時代の「経理丸投げ」は無いのである。

だから、お客様甲は、クラウド会計ソフトを装備して（年間使用料数万円）をソフトメーカーに支払うことになる。

(オ) スキャナー利用

税務会計の継続役務サービス授受契約書

経理帳簿の素「領収書」は、揃えて卓上スキャナーに差し込まなければならない。差し込みさえすれば、自動的に「経理帳簿まで」会計ソフトがやってくれる。

実は素人がやれる、その「領収書の取り纏め」作業の手間が、厄介なのである。税理士事務所の「経理要員」は素人作業を嫌がる（モラルが下がる）。なるべく依頼者甲にお願いしたい仕事なのである。依頼者甲が自社でやっても、「領収書取り纏め」をして卓上スキャナーに差し込むのは、弊社乙と同じほどのコストが掛かる（多分、領収書@100円程度）。

（カ） 誰も記帳代行はやりたくない

このように、薄利商売ながら「ペイ」するには、恐らく領収書1枚の経理処理に@300円程度が必要だと思われる。そのような高額なコストは誰も払わない。だから「記帳代行」はやりたくないのである。

（9） 損害賠償の範囲

（ア） 本契約書による契約は、割安報酬に拠っているので、乙の債務不履行や失敗による甲に対する損害賠償は、報酬の範囲内とする。

但し、乙は、東京税理士会組織を通じて加入する損害賠償保険契約に加入するものとし、その保険契約による「損害賠償の支払金」が上記範囲を超えるときは、乙が加入する損害保険契約に掛かる保険会社の支払金額による。

甲は申し出により、予め乙に、本件保険契約の写しを入手することができるものとする。

（イ） 契約外の役務サービスに関しても、同様とする。

役務外サービスの報酬目安はメリットの相場は30%（弁護士報酬の相場を参照した）であるとして、損害賠償の算定をする。乙が受け取っていない場合は、その額を超える部分について乙の言い分による損害賠償額以下の金額を乙の訴訟物（請求額）とするものとする。

（ウ） 記帳代行の記帳誤りは、乙が請け負っても誰が請け負っても、仕訳誤りのリスクは避けられない。その前提に立って、乙又は乙の外注先は、仕訳誤りの責任は負わぬ、仕訳の細目検査は、経理主体たる発注元の甲が責任をもつ。従って、記帳代行に関する損害賠償は乙又は乙の外注先には発生しないものとする。この条件を認めない甲の記帳代行は乙は請け負わない。

なお、上記乙の外注先とは、記帳代行の受託元で、それを業とする専門家であり、素人には発注しないものとする。

（10） 所轄裁判所の指定

本契約に掛かる係争の所轄裁判所は、東京地方裁判所（又は東京簡易裁判所）とする。この条件を認めない甲の依頼は乙では請け負わないものとする。

※ 契約本文は以上（以下余白）

税務会計の継続役務サービス授受契約書

(お断り)

- ・当契約外サービスは、本契約の付随契約で、単独では受託しません。
 - ・記帳代行サービスについては、クラウド会計ソフトの装備が前提です。
そうしないと依頼先は、電子帳簿保存法に対応できません。
 - ・税務は当社の又は提携の税理士が代行を承ります
 - ・法務局登記は当社の又は提携の司法書士が代行を承ります
 - ・ビザ申請は当社の又は提携の入管局登録行政書士が代行を承ります
 - ・社会保険労務は当社の又は提携の社会保険労務士が代行を承ります
 - ・係争を予定しない一般法律事務は当社の又は提携の行政書士が代行を承ります
- ※係争を予定しない一般法律事務とは、
　例えば契約書・議事録・調書・遺産分割協議書等の代書等で、
　弁護士に抵触しない法律事務を指します。
- ※税理士は行政書士登録なしでは上記一般法律事務の代行はできません。

本契約書の改訂歴

- 制定 平成 15 年 1 月 1 日
- 改訂 平成 26 年 3 月 11 日 (文言微調整, 改行体裁更)
- 改訂 平成 29 年 10 月 13 日 (文言微調整)
- 改訂 平成 29 年 10 月 18 日 (前文挿入)
- 改訂 平成 30 年 4 月 26 日 (報酬自動振替他)
- 改訂 平成 30 年 8 月 13 日 (文言改訂, 備考等による内容詳解の追加)
- 改訂 令和 2 年 6 月 22 日 (約款の廃止及び新型コロナ対応の緊急報酬値引き等抜本改定)
- 改訂 令和 3 年 12 月 27 日 (リードタイムの更新、免税事業者向け報酬の特価設定等)
- 改訂 令和 5 年 1 月 1 日 (会員制の採用、特約 (税務届出・申請の責任)、報酬改定 (免税事業者向け特価の廃止等)

書式 : KE 契約書ひな型 2023 年 4 月 20 日